

第9回あっせん委員会運営懇談会（平成27年6月23日開催）における指摘事項への対応状況等

1. 指摘事項への対応等

指 摘 事 項	対 応 等
<p>1. あっせん手続が「不調」となった事案の類型化</p> <p>あっせん手続において、あっせんの申立の受理後、事情聴取を行ったが和解に至らなかった不調事案につき、その実態を分析し、類型を整理してはどうか。</p>	<p>左記の指摘を踏まえ、不調事案を整理した資料「不調事案一覧」を作成。</p>
<p>2. 紛争解決手続に要する期間の記載の明確化</p> <p>前回の本運営懇談会での提言を受けて、ディスクロージャー誌に「紛争解決手続の申立てからあっせん案・特別調停案提示までの期間」を公表したが、「紛争解決手続が終結するまでの所要期間」との違いがわかりにくいことから、注釈をつけてはどうか。</p>	<p>平成27年9月に公表したディスクロージャー誌（「紛争解決等業務の実施状況」（平成27年度第1四半期））において、「紛争解決手続の申立てからあっせん案・特別調停案提示までの期間」と「紛争解決手続が終結するまでの所要期間」との違いが分かるように、注釈を修正・追記。</p>

2. 外部有識者委員等からの主な意見等

〔紛争解決手続における不調事案について〕

- (1) 適格性審査で「不受理」として早期にあっせん手続を終結させた方が申立人のためになるのか、あるいは「不受理」とせずすべての事案についてあっせん委員が直接申立人から事情を聴くことが、満足度の向上につながるという見方もあるがどのように考えるべきか。(外部有識者委員)
- (2) 事情聴取の場を設け、申立人から聴取する手続は申立人にとっても負担になるばかりか、過度な期待を抱かせることにもなりかねない。主張自体失当である等現在不受理としているものについて、受理して事情聴取をしたうえで打切りとすることによって、不満を増長させる懸念もある。
- 現在の全銀協あっせん委員会の運営では、和解の成立が難しからうという理由だけでは不受理としていないが、それでも不受理とした方が適切な事案が一定程度存在している。適格性審査のスクリーニングにより不受理とすることには、一定の意味があるものと考えている。(あっせん委員会委員長)

以 上